

令和3年度市民税・県民税の申告書

(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)

区	整理番号		
---	------	--	--

記入例2:確定申告した(予定含む)上場株式等の所得の一部を申告不要にする場合

申告不要にできる上場株式等の所得は、住民税5%があらかじめ特別徴収されているものに限りです。

現住所	神戸市長田区二葉町5丁目1-32			フリガナ	コウベ ハナコ		
				氏名	神戸 花子		
令和3年1月1日の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上	生年月日	昭38. 4. 1	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input checked="" type="checkbox"/>	電話番号	自宅 078-×××-×××× 携帯 090-△△△△-△△△△

○確定申告した(予定含む)上場株式等の所得

			住民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	40,000 円	2,000 円
上場株式等の譲渡所得等		円	円
上場株式等の繰越損失額		円	

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315%（復興特別所得税を含む）の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されています。

確定申告した(予定含む)上場株式等の所得すべてを記入してください。

2に○をしてください。

源泉徴収
内容で住

申告書番号に○をつけてください。

- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。

			住民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	30,000 円	1,500 円
上場株式等の譲渡所得等		円	円
上場株式等の繰越損失額		円	

2は以下の例の場合に使用

(例) 確定申告で分

【注意事項】

- この申告書の申告期限は市
- けいたしかねますのでご注意
- 市県民税で申告不要制度を選
- 納税通知書が届いたのちに課税
- 特定口座の譲渡損失を申告する
- 所得税と市県民税で異なる課税
- 控除額等に差異が生じる可能性

確定申告した(予定含む)上場株式等の所得の

一部を申告不要にする場合、市県民税で申告したい金額を記入してください。

例) 確定申告でA社・B社の2社の配当を分離配当所得(40,000円)として申告し、

そのうちA社分(10,000円)を市県民税で申告しない場合

A社 配当額:10,000円 配当割額:500円

B社 配当額:30,000円 配当割額:1,500円

この申告書を提出する場合に上場株式等に係る譲渡損失について、翌年度以降に繰越す額がある場合は、別途繰越控除明細書第57号様式の提出が必要です。